

東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 委託業務の目的

この要領は、東秩父村地域公共交通活性化協議会が、東秩父村内の公共交通不便地域等の解消や高齢者の移動手段の確保、地域経済の活性化を図るため、地域のニーズを踏まえた最適な公共交通手段を確保し、一体的かつ効率的な公共交通体系を構築することを目的に、交通実態調査、村民及び観光客ニーズ調査等から、東秩父村地域公共交通網形成計画を策定するために必要な業務を委託する事業者をプロポーザル方式により決定するための手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

- (1) 実施主体 東秩父村地域公共交通活性化協議会
- (2) 事業名 東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託
- (3) 事業内容 「4 業務の内容」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成27年3月末日まで
- (5) 契約規模 14,800,000円を上限とする（ただし、平成26年度予算の範囲内）

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東秩父村の入札参加資格者名簿に登録され、埼玉県または埼玉県近隣に営業拠点（本支店、営業所）があること。
- (3) 営業状態が著しく不健全であると認められないこと。

4. 業務の内容

- (1) 基礎調査
東秩父村の人口分布、地域の概要（商業・観光・公共施設の位置状況含む）、公共交通の現状及び利用状況、関連する計画などの調査を行い整理する。
- (2) 住民移動の実態及びニーズの把握
アンケート調査等により全住民・全世帯の移動実態や公共交通に対するニーズを把握する。
- (3) バス利用者移動実態及びニーズ把握
アンケート調査等により村営バス及び民間路線バスの移動実態及びニーズを把握する。
- (4) 来訪者等移動実態及びニーズ把握
アンケート調査等により村内来訪者等の実態及びニーズを把握する。
- (5) 地域公共交通の課題と対応策の検討
ニーズ調査等を基礎資料として東秩父村の地域公共交通の課題を抽出し、村民の要望等を基に対応策を検討する。

(6) 地域公共交通事業の方針決定

課題や調査結果等を基に東秩父村における地域公共交通事業の方針を設定する。

(7) 東秩父村地域公共交通網形成計画の策定

基本的方針に従い、区域、具体的目標、課題、実施手段、広報・利用促進策などを整理し、コンパクトシティ実現に向けたまちづくりとの連携や地域全体を見渡した公共交通ネットワークの再構築を含む東秩父村地域公共交通網形成計画を策定する。

(8) 協議会の運営支援

東秩父村地域公共交通活性化協議会で審議するための資料の作成支援を行い、協議会や分科会に同席し議事録の作成を行う。

(9) 打合せ等

業務スケジュールを鑑み適宜実施する。

(10) 地域公共交通確保維持事業補助金等に関する支援

本事業は、地域公共交通確保維持改善事業補助金を活用し実施する事業のため、当該補助金の交付申請に係る支援を行う。

(11) 成果品

本業務の成果品は、東秩父村地域公共交通網形成計画及び東秩父村地域公共交通網形成計画概要版をそれぞれ製本し提出する。また、成果品は、印刷物のほか電子データにより納品するものとする。

5. 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等の作成及び提出は以下の要領に従い作成すること。なお、辞退するものは、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) 企画提案書等の作成

企画提案書等は、これまでの東秩父村地域交通会議等での議論を踏まえたうえ、下記の項目を含めたものを作成（様式は自由）すること。

内容	提案内容
基礎調査及び課題の抽出	・ 調査手法とその狙い ・ 基礎調査結果等の分析方法 ・ 東秩父村の公共交通全般に係る課題、問題点
住民の移動実態・ニーズの把握	・ 調査手法とその狙い ・ 調査項目
バス利用者の移動実態・ニーズの把握	・ 調査手法とその狙い ・ 調査項目
来訪者等の移動実態・ニーズの把握	・ 調査手法とその狙い ・ 調査項目

交通計画の構成等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の全体像及び構成 ・策定スケジュール
----------	----------------------------------------------------------------------------------

(2) 企画提案書の提出

①部数

【企画提案書】印刷物 2 1 部（正本 1 部、副本 2 0 部）

【様式 1、2】それぞれ 1 部

※企画正本書の正本には様式 1 を添付すること

【見積書】（任意様式）正本 1 部

②提出期限

平成 2 6 年 1 0 月 1 0 日（金）午後 5 時まで

③提出先

秩父郡東秩父村大字御堂634

東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局

（事務局：東秩父村総務課 交通政策担当 内野）

電話番号：0493-82-1226（ダイヤルイン）

F A X : 0493-82-1562

E-mail : soumu@vill.higashichichibu.saitama.jp

6. 企画提案書の無効

- (1) この要領に示された条件に適合しないもの
- (2) この要領に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質疑等については、次のとおりとする。なお、口頭による質疑は受付けない。

(1) 提出場所

「5 企画提案書等の作成及び提出」の提出先と同じ

（東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局まで）

(2) 提出期限

平成 2 6 年 1 0 月 3 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出方法

F A X または E-mail にて受付（任意様式）

（添付ファイルを使用する場合には、Microsoft Word ファイル、Microsoft Excel ファイルまたは PDF ファイルとすること）

(4) 回答方法

質問を受付後、質問内容が応募者独自の提案に関するものと判断されるものについては、当該

応募者のみに回答し、それ以外については全応募者に回答します。

8. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

平成26年10月17日(金)午後2時30分から実施(予定)

※詳細については、別途通知する

(2) 持ち時間

1社あたり40分程度(目安:説明20分、質疑20分)

(3) 使用備品

自由とする。ただし、プロジェクターについては東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局が準備する。

(4) 説明方法

業者名は伏せたいうえで、事前に提出された企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

なお、説明は業務を受注した場合に主として本業務に従事するものを行うこととする。

9. 選定方針

選定は、東秩父村地域公共交通活性化協議会において、業者名を伏せたいうえで、企画提案者の提案書等及びプレゼンテーションを実施し、下記の評価基準により評価、選定する。

評価項目	評価基準
生活交通に関する基本的な考え方	公共交通(バス交通)とまちづくりの連携の考え方について本村の特徴や課題、計画を的確に把握した提案がされているか
実施手法及び独創性	仕様書記載の業務内容について全て網羅され趣旨を理解した適切な提案となっているか
	アンケート等によりの的確な意向調査が可能か
	バス等の公共交通が利用しやすくなり、利用者の増加につながる独創的かつ実現的な提案がされているか
地域公共交通網形成計画の作成	業務の工程管理は工夫され実行性の高い設計となっているか
業務遂行技術力	業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配置され類似業務の実績やノウハウは活かされるか
プレゼンテーション	プレゼンテーションや質疑応答に理論性があるか
見積額について	提示された金額について

なお、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出期限までに資料が提出されない場合

②プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる場合を除く）

③その他、東秩父村地域公共交通活性化協議会において不相当と認められた場合

10. 選定結果の通知

選定結果は、全ての参加者へ書面により通知する。

11. 契約の締結

（1）契約の締結は、東秩父村地域公共交通活性化協議会で選定された業者と交渉の上、随意契約を行う。

（2）契約締結に係る事業内容は、決定業者から本プロポーザルに示された企画提案書及び見積り書の内容を基本とする。

（3）契約金額は、決定業者から本プロポーザルにおいて示された見積書の金額を基本とする。

12. その他

（1）本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担による。

（2）法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。

(様式1)

平成 年 月 日

東秩父村地域公共交通活性化協議会

会長 笹沼 和利 様

(提出者) 所在地

事業者名

代表者氏名

印

プロポーザル企画提案書等の提出について

東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託における企画提案書等の関係書類を別紙のとおり提出します。

(連絡先) 担当部署

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

(様式2)

業者の概要

所在地	本 社 (代表者住所)	〒 住所 電話番号
	県内支社等 (あれば記入)	〒 住所 電話番号
設立(結成) 年月日	年 月 日	
従業員数 (技術者等、 内訳も記載)		
業務内容		
具体的な同 種・類似事 業実績 (過去5年間 で5件まで)		
この委託業 務の実施体 制 (担当人数、担 当者名、担当者 ごとの業務内 容とこれまでの 業務経験)		

東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託仕様書

1. 委託業務の目的

本村は、埼玉県の西部に位置し都心から60km圏にある。面積は37.17km²。外秩父山地などの山々に囲まれた正三角形の地域で、槻川の最上流域でもあり、山の中腹や川沿いに集落が開ける埼玉県唯一の村である。

当村の公共交通としては、バス（村営・民営）と隣町にあるタクシー事業所、NPO法人による過疎地・福祉有償運送である。村営バスは昭和52年に運行を開始したが、路線の縮小を経て、現在は、寄居町・和紙の里間の1路線を運行している。また、民間バス路線は昭和6年に運行開始後、2事業者によって事業を継続してきたが、平成19年2月に赤字額が膨らむ中これ以上の財政支援を受けて維持する路線ではないとのことで事業者が撤退した。その後運行形態のスリム化を図り、現事業者により小川町と東秩父村で年間630万円の負担を継続し、国・県の補助事業を活用しながら今日まで運行している。両バスともに、住民にとって重要な公共交通となっている。また、村内にはNPO法人による福祉・過疎地有償運送を行っており、こちらも隣町への通院・買い物等高齢者にとって非常に重要な移動手段となっている。

このように本村における公共交通は、バスやタクシー、有償運送によって形成されているが、モータリゼーションの進展や人口減少、高齢化が進展する中、利用者の減少や国や県からの補助金の減額等により、維持・確保に苦慮している。近年公共交通に求められるニーズも変わりつつある中で、こうした需要の変化に対応しながら、公共交通の維持・確保と公共交通利用者の確保の両面に配慮した交通体系を検討していくことが必要となっている。

そうした中、東秩父村では村内の観光施設をハブバス停留所として整備し、交通路線の結束点とすることで交通利便性を向上させると共に、施設機能を充実させ、観光体験施設の他、売店に生活関連品やおみやげ品の販売、食事、宿泊施設等、住民と観光客のサービス拠点として整備することを決定した。

今回の計画策定には、前述の計画を勘案しつつ、公共交通の現状や利用者・来訪者ニーズ等の調査が必要となり、生活交通に対する課題や利用に係る需要を的確に分析・把握する中で、既存生活交通の改善を図り、更には地域に必要な移動手段を見出し、住民・来訪者にとって利用しやすく効率的で持続可能な公共交通を明らかにする調査・分析が必要である。

2. 委託業務の概要

- (1) 実施主体 東秩父村地域公共交通活性化協議会
- (2) 事業名 東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託
- (3) 事業内容 「4 業務の内容」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成27年3月末日まで
- (5) 契約規模 14,800,000円を上限とする（ただし、平成26年度予算の範囲内）

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東秩父村の入札参加資格者名簿に登録され、埼玉県又は埼玉県近隣に営業拠点（本支店、営業所）があること。
- (3) 営業状態が著しく不健全であると認められないこと。

4. 業務の内容

(1) 基礎調査

地域公共交通の検討に資するため、以下の項目を調査・整理する。

- ①人口分布
- ②公共施設・商業施設・観光施設・医療施設等の位置
- ③公共交通網とその利用状況
- ④交通不便地域の抽出
- ⑤その他検討に必要と認められた事項

(2) 住民移動の実態及びニーズの把握

アンケート調査等により住民の移動実態（地域別・年齢別・目的別需要・過疎地、福祉有償利用者別等）や公共交通に対するニーズを把握する。

- ①調査対象：東秩父村全人口全世帯 人口3,153人 1,110世帯（9月1日現在）
- ②アンケート仕様：受注者が依頼文、調査票（A4版）、配布、回収用封筒の印刷を実施
- ③アンケート実施方法：受注者が郵送で配布及び回収を実施
- ④アンケート実施方法：項目ごとの単純集計と地域別、年齢別のクロス集計

(3) バス利用者移動実態及びニーズ把握

アンケート調査等により村営バス及び民間路線バスの移動実態及びニーズを把握する。

- ①調査対象：和紙の里～寄居駅間の村営バス、白石車庫～小川町駅間の民間路線バスの利用者
- ②アンケートの仕様：受注者が依頼文、調査票（A4版）、回収用封筒の印刷を実施
- ③アンケート実施方法：バス車内、主要停留所にて配布及び郵送回収を実施
- ④アンケート集計方法：項目ごとの単純集計と地域別、年齢別のクロス集計

(4) 来訪者等移動実態及びニーズ把握

アンケート調査等により村内来訪者等の実態及びニーズを把握する。

- ①調査対象：和紙の里等の村内観光施設の利用者
- ②アンケート仕様：受注者が依頼文、調査票（A4版）、回収用封筒の印刷を実施
- ③アンケート実施方法：観光施設にて配布及び郵送回収を実施
- ④アンケート集計方法：項目ごとの単純集計及び来訪手段等とのクロス集計

(5) 地域公共交通の課題と対応策の検討

ニーズ調査等を基礎資料として東秩父村の地域公共交通の課題を抽出し、要望等を基に対応策を検討する。

(6) 地域公共交通事業の方針決定

課題や調査結果等を基に東秩父村における地域公共交通事業の方針を設定する

(7) 東秩父村地域公共交通網形成計画の策定

基本的方針に従い、区域、具体的目標、課題、実施手段、広報・利用促進策などを整理し、コンパクトシティ実現に向けたまちづくりとの連携や地域全体を見渡した公共交通ネットワークの再構築を含む東秩父村地域公共交通網形成計画を策定する。

(8) 協議会の運営支援

東秩父村地域公共交通活性化協議会で審議するための資料の作成支援を行い、協議会や分科会に同席し議事録の作成を行う。

(9) 打合せ等

本業務における打合せは、下記に示す時期を目安に実施するものとする。

- ①業務着手時
- ②アンケート実施時
- ③協議会開催時
- ④分科会開催時
- ⑤地域公共交通網形成計画策定時
- ⑥その他、必要に応じて打合せを行う

(10) 地域公共交通確保維持事業補助金等に関する支援

本事業は、地域公共交通確保維持改善事業補助金を活用し、実施する事業のため、当該補助金の申請等に係る支援を行う。

(11) 成果品

本業務の成果品は、以下に示すものとする。

- ①東秩父村地域公共交通網形成計画（A4版、くるみ製本、一部カラー）：5部
- ②東秩父村地域公共交通網形成計画概要版（A4版、簡易製本、カラー）：10部

※成果品については、印刷物のほか電子データにより納品するものとする。

5. 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等の作成及び提出は以下の要領に従い作成すること。なお、辞退するものは、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) 企画提案書等の作成

企画提案書等は、これまでの東秩父村地域交通会議等での議論を踏まえたうえ、下記の項目を含めたものを作成（様式は自由）すること。

内容	提案内容
基礎調査及び課題の抽出	・調査手法とその狙い ・基礎調査結果等の分析方法

	・東秩父村の公共交通全般に係る課題、問題点
住民の移動実態・ニーズの把握	・調査手法とその狙い ・調査項目
バス利用者の移動実態・ニーズの把握	・調査手法とその狙い ・調査項目
来訪者等の移動実態・ニーズの把握	・調査手法とその狙い ・調査項目
交通計画の構成等	・計画の全体像及び構成 ・策定スケジュール

(2) 企画提案書の提出

①部数

【企画提案書】印刷物 2 1 部（正本 1 部、副本 2 0 部）

【様式 1、2】それぞれ 1 部

※企画正本書の正本には様式 1 を添付すること

【見積書】（任意様式）正本 1 部

②提出期限

平成 2 6 年 1 0 月 1 0 日（金）午後 5 時まで

③提出先

秩父郡東秩父村大字御堂634

東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局

（事務局：東秩父村総務課 交通政策担当 内野）

電話番号：0493-82-1226（ダイヤルイン）

F A X ：0493-82-1562

E-mail：soumu@vill.higashichichibu.saitama.jp

6. 企画提案書の無効

- (1) この要領に示された条件に適合しないもの
- (2) この要領に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質疑等については、次のとおりとする。なお、口頭による質疑は受けない。

(1) 提出場所

「5 企画提案書等の作成及び提出」の提出先と同じ

（東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局まで）

(2) 提出期限

平成26年10月10日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

FAXまたはE-mailにて受付（任意様式）

（添付ファイルを使用する場合には、Microsoft Wordファイル、Microsoft ExcelファイルまたはPDFファイルとすること）

(4) 回答方法

質問を受付後、質問内容が応募者独自の提案に関するものについては、当該応募者のみに回答し、それ以外については全応募者に回答します。

8. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

平成26年10月17日（金）午後2時30分から実施（予定）

※詳細については、別途通知する

(2) 持ち時間

1社あたり40分程度（目安：説明20分、質疑20分）

(3) 使用備品

自由とする。ただし、プロジェクターについては東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局が準備する。

(4) 説明方法

業者名は伏せたいうえで、事前に提出された企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

なお、説明は業務を受注した場合に主として本業務に従事するものを行うこととする。

9. 選定方針

選定は、東秩父村地域公共交通活性化協議会において、業者名を伏せたいうえで、企画提案者の提案書等及びプレゼンテーションを実施し、下記の評価基準により評価、選定する。

評価項目	評価基準
生活交通に関する基本的な考え方	公共交通（バス交通）とまちづくりの連携の考え方について本村の特徴や課題、計画を的確に把握した提案がされているか
実施手法及び独創性	仕様書記載の業務内容について全て網羅され趣旨を理解した適切な提案となっているか
	アンケート等により的確な意向調査が可能か
	バス等の公共交通が利用しやすくなり、利用者の増加につながる独創的かつ実現的な提案がされているか

地域公共交通網形成計画の作成	業務の工程管理は工夫され実行性の高い設計となっているか
業務遂行技術力	業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配置され類似業務の実績やノウハウは活かされるか
プレゼンテーション	プレゼンテーションや質疑応答に理論性があるか
見積りについて	提示された金額

なお、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出期限までに資料が提出されない場合
- ②プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる場合を除く）
- ③その他、東秩父村地域公共交通活性化協議会において不相当と認められた場合

10. 選定結果の通知

選定結果は、全ての参加者へ書面により通知する。

11. 契約の締結

- (1) 契約の締結は、東秩父村地域公共交通活性化協議会で選定された業者と交渉の上、随意契約を行う。
- (2) 契約締結に係る事業内容は、決定業者から本プロポーザルに示された企画提案書及び見積り書の内容を基本とする。
- (3) 契約金額は、決定業者から本プロポーザルにおいて示された見積書の金額を基本とする。

12. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担による。
- (2) 法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。

(様式1)

平成 年 月 日

東秩父村地域公共交通活性化協議会
会長 笹沼和利様

(提出者) 所在地

事業者名

代表者氏名

印

プロポーザル企画提案書等の提出について

東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託における企画提案書等の関係書類を別紙のとおり提出します。

(連絡先) 担当部署
担当者名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

業者の概要

所在地	本 社 (代表者住所)	〒 住所 電話番号
	県内支社等 (あれば記入)	〒 住所 電話番号
設立 (結成) 年月日	年 月 日	
従業員数 (技術者等、 内訳も記載)		
業務内容		
具体的な同 種・類似事 業実績 (過去5年間 で5件まで)		
この委託業 務の実施体 制 (担当人数、担 当者名、担当者 ごとの業務内 容とこれまでの 業務経験)		